九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

特設予科における中国人留学生受け入れに関する考察 ： 明治専門学校を中心として

陳, 昊
九州大学大学院 ： 博士後期課程2年

https://doi.org/10.15017/1031

出版情報：飛梅論集. 3, pp.67-83, 2003-03-28. 九州大学大学院人間環境学府発達・社会システム専攻教育学コース
バージョン：
権利関係：

九州大学大学院教育学コース院生論文集，2003，第3号，67－83頁
Bull. Education Cource, kyushu U., 2003, Vol.3, pp67－83

特設予科における中国人留学生受け入れに関する考察

－明治専門学校を中心として－

陳　　昊*

はじめ

本稿は1925年2月外務省と文部省が協議して、直轄学校に設置した中国人留学生を対象とする特設予科について明治専門学校を事例にし、特設予科の性格と特質を明らかにしようとするものである。

従来、特設予科に関する研究には二見剛史氏の「日中文化交流のかかわり方を模索する」という視点からの一連の論文がある(1)。二見氏は、特設予科とは「中国人留学生のために日本語をはじめ上級学校進学に必要な予備教育を施すところ」であり、「五校特約」の成立によって発足し、昭和初期に改編・整備されていったものであるとし、一高・東京高工を事例にして「特設予科制度の設立と改編」について論じてきた。しかし、「特設予科」が正式な固定名称として最初の公文書に使われたのは、1925（大正14）年2月18日付の文部省発、外務省宛の通牒であり、その中に「特設予科トハ‥‥支那国留学生ノ学力補充ノ為設置セル予科ヲ謂フ」(2)と定義している。二見氏も指摘したように、この「特設予科」は戦前日本政府が主導した「対支文化事業」(3)の一環である。「五校特約」における「予科」と「特設予科」を「特設予科制度」と総称するという同氏の見方に対して、筆者は両者が制度上同じ中国人留学生のために特設したものとしても、要請側の違いによって内実的な相違を存在しているのではないのかと考えている。また、一高、東京高工における特設予科は夫々、1932年、1928年に三年制の特設高等科に再編されたのに対して、他の学校における特設予科の状況、実態及び行方はいかなるものであるかという課題は依然として残されている。

そこで、本稿では、「特設予科」の性格と実施状況を解明するために、上述の問題意識に基づき、次の二つの面から論じて行きたい。先ず「特設予科」の設立の背景・経緯を考察し、「五校特約」と比較を行う。次、明治専門学校における特設予科に注目し、各学校の個別あるいは共通して存在していた問題を考察する。なお、史料中の傍線は引用者が付したものである。

1.　「特設予科」の発足

(1) 中国人留学生受け入れをめぐる動き

1915年の対華二十一箇条要求、1918年の日中秘密軍事協定、1919年の「山東主権回収」をきっ

*九州大学大学院博士後期課程２年

かけとなった「五四運動」をはじめ中国における全国的な規模の反日・排日の動きが昂揚してきた。日本留学の経験者及び日本留学中の人々がその「反日風潮」に多く参加し中心的な役割を果たした。留学生の育成によって「清国官民ガ我国ニ信頼スルノ情ハ亦タ今日二十倍スベシ、（略）我国ノ勢力ハ暗暗裡ニ東亜大陸ニ増進」[4]するという元駐清公使矢野文雄の企図に反し、親日勢力となるべき中国人留学生は逆に反日運動の主力となった。日本のマスコミ、民間人士はこの「奇怪な現象」[5]に関心を示し、中国人留学生に関連する社説・記事が次第に増えてきた[6]。

1918年3月に開かれた第40帝国議会には「支那人教育及日支文化ノ施設ニ関スル建議案」[7]が出された。これは中国人留学生教育に関する初の提案で、中国人留学生の問題が漸く日本政府の議事のテーブルに上ってきた現れと言える。その後の帝国議会でも同じ課題の建議案、質問書・請願[8]が提出され、日本政府に中国人留学生受け入れ環境の整備・改善、教育の充実などの方策を求めていた。1918年5月、「日華両国共同福利ヲ増進シ、輔車相依ル一助」[9]という目的を持って、中国人留学生を世話する日華学会が政・財界、教育界の有力者により結成され、中国人の「排日思想」の消却をめぐって努力しはじめた。

1918年6月、中国人留学生の反日運動の最中に、外務省は中国人留学生に対する教育問題に注目して『支那人本邦留学情況改善案』[10]という機密文書を作成した。この改善案の「方針大綱」では、「日支提携」を図るために政治的・経済的な活動の他に「更ニ根本的ニ日支両国々民大多数ノ相互諒解感情融和ニ俟タサルヘカラス」と強調され、その実施方法については以下のように明示している。

> 而シテ此ノ如キ了解及感情ノ融和ヲ実現セムカ為ニハ一般支那人ヲシテ日本語ニ通セシメ日本ノ文化及実力ヲ了解セシムルコト必要ニシテ之カ実行手段トシテハ慈恵的公益的事業ノ施設ニ向ヒテ特ニ努力ヲ傾倒スルヲ一捷径ト為ス就中医療ノ設備、教育ノ施設、留学生ノ待遇、救済事業ノ発達ノ如キハ特ニ其効果多カルヘキ問題ナリ而シテ此種ノ事業ハ其性質上朝野ノ同心協力ニ竢タスムハ到底成績ヲ挙クルコト能ハサルノ義ハ特ニ注意ヲ加ヘサルヘカラス殊ニ日本語ノ普及ニ就テハ其日支関係上一大勢力タルヘキノ事情ニ鑑ミ充分ノ努力ヲ尽スコト緊要ナリ

中国人留学生の教育は有効の方法として取り上げられていた。外務省はこの案において、学校での待遇の差別、生活環境などの問題に対して5つの注意事項[11]と18条[12]の試案を列記した。その中に、従来「五校特約」の諸官立学校が中国政府に補助費の支給を求めることに関して「日支国交ノ大義ニ考ヘテ之ヲ撤廃スル方法ヲ講スルコト肝要ナリ」という意見を提示した。更に一般国民の中国人に対する態度を改善するため、小学校教科書に「日支提携」が両国の宿命であり、中国人を軽蔑する言動を慎むべきとする文句を挿入することとした。この改善案は、当時の日本政府が学習・生活の各方面から腐心したことが窺われる。

このように、マスコミ及び中国人教育の関係者などの呼びかけによって、今まで消極的である日本政府は中国人留学生受け入れ事業を重要視しはじめ、受け入れ環境・留学生待遇の改善などに力を入れるようになった。1920年中国人留学生教育費の計上、中国政府に代わって「五校特約」実施校への国庫からの補助費支出、1921年中国人留学生世話団体である日華学会に対する補助など

が行われた。

1921年、第44議会に一宮房次郎により提出された「支那共和国留学生教育に関する建議」には中国人教育に関して「善隣の誼と致しまして、又同文同種の誼と致しまして、洵に憂うべき現象」[13]二つ指摘した。一つは留米学生の多くは親米論者となり米中国交に貢献する一方、留日学生は多く排日論者・「日支紛議」の中心となること、もう一つは欧米諸国の積極的な招致によって中国人留学生の来日者が減少し、その大勢が欧米に赴いたことである。そこで、具体的な解決策として同建議は中国人留学生に対しては諸般の便宜供与、学校の門戸開放、中国人を教育する予備学校の保護・設備改善などを提案して、特に「政府は支那当局と隔意なき折衝を遂け永く之を続行するの協定を為し且能ふへくむは官費留学生の数を増加し前記四校以外にも広く収容するの計画を立つへし」[14]と、「五校特約」のように留学生の育成協定を締結し、受け入れ先を拡大すべきだと提議した。

上述の建議、請願の結実として「対支文化事業特別会計法」が1923年に発足した[15]。事業内容は(1)中国人留学生の受け入れ及び教育、(2)日中両国内における学術研究、(3)東亜同文会などによる中国国内での教育・医療活動、(4)日中両国の人員交流に分けている。(1)に関しては、従来極めて不完全な中国人留学生受け入れの各設備、待遇などを改善することが「刻下の急務」とされ、1923年に同会計法に準じ、日本政府は毎年、中国公使館によって選定された日本の専門学校及び大学に在学している320名の留学生に対して年間一人あたり70円の学費を支出し、経済的に補助する[16]と決定した。また、1926年度から各学校の推薦を受け、50名留学生を選定し、学費70円を支給する選抜留学生制度が開始され、1928年度から80名に増員された。

(2) 特設予科の設置

外務省は「支那留学生ノ本邦到着後第一着歩トシテ入学スヘキ日本語研究ヲ目的トスル予修学校ヲ完備セシムルコトナリ支那人留学生ノ成績カ其日本語ノ智識ト重大ナル関係アル」[17]と一貫した認識を持っていた。来日した初期の中国人留学生に対して「充分ノ監督」を施し、「真面目ニ修学」する慣習を身につけさせるために、外務省は1925年2月先ず、文部省関係部門と東亜高等予備学校の改善方法について協議をおこなった。しかしながら、同校の改善が短期間内に所期の目的を達成できないため、外務省は文部省に一高、東京高工のほかに幾つの文部省直轄学校に専ら中国人留学生のための予備教育機関を設置するという要望を提出した[18]。そして、1925年3月、文部省は外務省との協議の上「直轄学校ニ於ケル支那人予備教育施設計画案」を作成し、その計画案の目的が「直轄学校ニ於テ外務省ノ委託ニ依リ当該校ニ入学セムトスル者ノ為特別予科ヲ設クルコト[19]」と規定された。同案に基づき、特別予科は広島高等師範学校、長崎高等商業学校、明治専門学校、奈良女子高等師範学校、一高、東京高工、東京高師の合計7校に設けられた。外務省は一校宛、年間金二千円を補助する。特別予科生の募集は翌年度（1925年4月）より開始され、入学資格が高等女学校・中学校卒業者と同等以上の学力を持つ者に限られた。各学校の特別予科の定員数は、一高50名、東京高工40名、東京高師25名、奈良女高師15名、長崎高商50名で、明専12名(のち15名)、広島高師25名となった。

第一期の特設予科教育実施後の1926年2月5日、文部省、外務省は、特設予科の各学校の代表を召集して主任者会議を開いた。開会の直前、外務省文化事業部長岡部長景は「未タ日本ヲ理解スル者ハ極メテ少数ノ者デアリマシテ之ハ政治外交上ニモ影響アルコトデアリマスカラ」(20)と述べ、中国人留学生に教育上の「善導」等の特別注意を払うよう各学校の協力を求めた。予科修了者が他の上級学校に無試験で進学させるという中国側の希望に関して、文部省は各学校の意見を求めた。東京高師の「何処ノ学校ニモ入学ハ出来ル」、広島高師の「高等学校ハ数多キモ高等師範ハ只二校ノミナルヲ以テ広く各学校へ入学セシムル様」という意見に対して、一高は「限定サセレバ教育系統紊ルト思ヒマス、高等学校ハ高等学校、工業ハ工業、商業ハ商業ト同種ノ学校間ニ於テ転学ヲ認ムルコトト限定セラレ度シ」と述べていた。また、長崎高商は「他校ニ転校セシムルトイウ前提ノ下ニ拡張計画ヲシテ居リマス、二十五人定員ヲ五十人定員トスル希望」を持っていた。各学校は相当の相違を見せたが、最終的には文部省、外務省の調整によって、予科修了者は無試験で本科に進学する、他校への進学を希望する場合においては同種学校において無試験、異種学校において試験の上入学すると決議した。また、予科名称は「特別予科」から「特設予科」に変更した。各学校の募集要項及び規程は、外務省を通して中国の新聞に掲載して宣伝することにした。各学校は1925年から特設予科生の募集を開始した。1935年度までの募集状況は下表1の通り。

表1

学校名	種別	大正14年度	大正15年度	昭和2年度	昭和3年度	昭和4年度	昭和5年度	昭和6年度	昭和7年度	昭和8年度		昭和9年度	昭和10年度
一高	入学志願者	95	91	145	134	171	173	111	18	38		59	117
	受験者	69	83	127	116	148	152	98	18	37		55	101
	入学者	17	17	15	24	18	27	29	14	26		30	40
東京高工	入学志願者	36	88	93	81	124	145	83	11	1次 17	2次 8	30	111
	受験者	35	81	92	72	123	143	82	10	16	8	30	108
	入学者	25	29	48	27	20	20	23	9	16	5	24	25
長崎高商	入学志願者	19	32	14	23	23	27	10	4	4		15	35
	受験者	17	27	12	23	22	25	9	4	4		13	27
	入学者	17	21	10	17	17	15	5	4	4		12	14
明治専門	入学志願者	16	32	56	55	72	93	5	5	4		10	53
	受験者	16	26	42	53	70	93	4	5	4		5	40
	入学者	5	6	8	6	12	12	1	3	2		1	7
東京高師	入学志願者	75	67	93	87	152	152	79	9	17		33	84
	受験者	75	67	93	87	152	152	79	9	15		33	78
	入学者	26	26	30	28	26	25	22	5	9		28	23
広島高師	入学志願者	24	10	16	17	34	37	13	1	4		9	23
	受験者	24	10	16	17	31	34	10	1	4		9	23
	入学者	18	8	12	14	10	20	8	1	2		7	18
奈良女師	入学志願者	14	5	7	17	19	21	16	2	7		9	7
	受験者	14	5	6	13	12	14	12	1	6		8	3
	入学者	14	5	6	13	7	9	7	1	5		4	3

注：昭和10年度特設予科主任者会議の調査表に基づいて作成

(3)「予科」と「特設予科」

二見氏の論文では、一高、東京高工などの高等学校・高等専門学校が設けた中国人留学生を対象とする予備制度（予科、特設予科）を「特設予科」と総称している。予科と特設予科は、教授対象、修業年限、教授科目等の内容から見ると、変わりがないが、その設置背景、目的及び経費出処が同様であったのか。従って、ここで「五校特約」を振りかえって、「特設予科」と比較してみたい。

日清戦争の翌年の1896（明治29）年、清政府は公式的に日本に留学生を派遣し、中国人の日本留学の幕を開いた。日本への中国人留学生は徐々に増加して、科挙制度の廃止（1905年）に伴い1906年頃には一気に7～8000人に上った。しかし、留学生の増加と共に浮上した留学生の質の低下という問題は海外留学生の派遣によって自国の近代化を目指している清政府を悩ませた。また、高等専門教育を受けたい中国人留学生の多くが日本の官立高等学校の定員枠などによって進学しかねる現状もあり、清国政府は1907年日本の文部省と再三交渉の結果、ある協定を締結した。これは1908年からの15年間に毎年、第一高等学校（65名）、東京高等工業学校（40名）、東京高等師範学校（25名）、千葉医学専門学校（10名）、山口高等商業学校（25名）という文部省直轄五校に中国人留学生を受け入れるもので、通称「五校特約」である。上述学校の経費予算は議会によって定められるため、定員以外の中国人留学生を収容するための建築費・経常費等の費用については派遣側の負担とすることで、文部省と清国政府が合意した。すなわち、授業料などの他に清政府は中国人留学生一名に対して200円（東京高工250円）という割合でこの五つの学校に補助費を支払う。

1908年4月、一高は日本語、英語、数学の入学試験を通して60名の留学生を受け入れ、彼等に対しては一年の予科を設置し、毎日午後本科生徒の授業後に日本語、数学、英語などの授業を行った。これに関しては、一高では特別に規程を設けなかった[21]。

東京高工は1896年から外国人留学生を受け入れ、1905年本科課程を受けたい外国人留学生のために特別生規程を設けた。その内容は、本科課程を受けたい者は「特別生」とし、数学、物理学、日本語、英語などの一年間の基礎学科を施し、終末試験に合格した「特別生」を特別本科に進ませるというものである。中国人留学生の受け入れは1926年3月「特設予科生規程」が定められるまで、特別生規程に準じた[22]。

山口高商における予科については同校の沿革史に、明治「四十年二月文部省は之を本校に照会をし、その実施方法としては修業年限一箇年の予科を特設し、予科終了後本科に編入して三箇年を以て修了せしむべき旨の提案があった」[23]と記載している。この文面から見る限り、清政府か文部省の提案であるかは不明であるが、山口高商は「清国留学生ノ為ニ予科ヲ設ク、予科ノ修業年限ハ1ヶ年トス」という特別規程を定め、倫理、日文、歴史、地理、数学、博物、物理、化学、英語、体操合計週35時数の授業を施している。しかし、山口高商における「特設予科」は、中国人留学生が満韓修学旅行に際して日本人学生と同等待遇を要求したことに端を発する集団退学事件によって1911年以降実際には機能していなかった。東京高師及び千葉医専の場合は史料の制限で不明であるが、後に「五校特約」の該当校に当てられた明専は中国人留学生に対して一年三ヶ月の予科を設け、日本語及び基礎科目の補習を行った。

この「予科」は特設予科と同様、中国人留学生を対象にして日本語教育のほかに数学・英語などの補習を施した。しかし、「予科」とは、自国の発展を図るために高等・専門的な人材の養成という清国に内発する要請に応じて設けられたものであり、それに要する費用は派遣側である清政府の負担となっている。期限満了の1923年まで、2000人以上の中国人留学生は「予科」を経て帝国大学及び高等専門学校に入学し勉強することができ、「五校特約」は科挙廃止後の中国におけるエリート養成に重要な役割を果たした。一方、「特設予科」は外務省の強い要望の下に、外務・文部両省が協議して設置したものであり、その目的は「実ニ東洋ノ文化ヲ開発シテ人文ノ進運ニ貢献スヘキハ日支両国ノ責任ニシテ特ニ支那人ノ教育ヲ助長シ両国民ノ思想ヲ融合スルハ善隣ノ誼ヲ敦ウシ東洋ノ平和ヲ確保スル所以」[24]とされた。設置された各学校は中国人留学生の受け入れに際して外務省の補助を受けている。一高、東京高工における特設予科に関して、文部省・外務省の書類では「大正九年設置」と明示してあり、事実、文部省が中国政府の代わりに「五校特約」の学校に補助費を支出することになった年と完全に一致している。このことは「予科」と「特設予科」との相違を示しているといえるのあろう。

上述のように「五校特約」時代の予科は「対支文化事業」の一環とする特設予科と同様に中国人留学生のために設けたものであるが、この二者は形態上に同じ「特別」予科と称することができるが、経費の出処及び実質的な設置の目的には違いが読みとれる。

2. 明治専門学校における特設予科

1926年2月の第1回以降、外務省が文部省と共同で主催した「特設予科主任者会議」は年度毎に東京で開かれ、各学校の特設予科担当者は各自の中国人留学生教育状況、経理状況、生じた問題の解決策、中国教育体制及び時勢に応じる対策、留学生の思想問題などについて報告・討議を行った。特設予科はまさしく日本政府が中国人留学生を管理する「総合統一したる一個の機関」[25]であった。管理上のほかに、特設予科はまた「民国と日本との学制の相違を調和連絡する」[26]という役割を担っている。

1928年10月の特設予科主任者会議では、中国人留学生の中の三年制初級中学[27]出身者の増加に伴って修業年限延長の可否に関して協議を行った。明専は「学生ノ学力ハ漸次降下シ就中日本語ノ力ハ書取及試験答案上ニ其ノ低下ヲ示シ来リシヲ以テ是非共修業年限延長」と希望した。東京高師は「第一学期試験ハ彼等ニトリテ最モ困難トスル所ニシテ漸次日本語ノ習熟ト共ニ学業モ好成績ニ向フ筈ナレハ学年末ノ試験ニハ多分合格スルコトト思フカ第一学期試験ノ不成績ハ又三三制ノ影響カトモ推察セラルルヲ以テ補フ為メ矢張年限延長ヲ必要トスヘシ」と、年限延長に対して賛成の意を示した。それに対して、広島高師は「当校ハ年限延長ハ教官並教室ノ関係上不可能ナリ」と述べ、一高「之（陳注：年限を指す）ヲ延長スルトシテモ一年半ナドノ端数ハ絶対ニ困難ナリ学年中途ニ生徒ノ増減アルコトハ教員担当時数ノ関係上甚ダ困ルコトナリ（他学校掛持ノ教官等ハ特設予科ノ時数ニ増減アル時ハ忽チ影響ヲ蒙リ遣リ□リニ非常ノ迷惑ヲ来スコトナリ）」と、反対の意思を表

した。年限延長に伴って各学校において施設、経費及び教師配置などの現実的な問題を考慮し、主任者会議は元来の年限を維持することと決定した。しかし、中国人留学生の日本語、理学、英語の学力が乏しいという現状は一課題としてしばしば各学校によって報告されている。入学・進級・落第において、入学志願の的であった一高のように厳しく選抜を行う学校もあるし、広島高師のように特別の手加減を加えざるを得ない学校もあった。

留学に際して先ず乗り越えなければならない関門である日本語は、留学生自身だけではなく、彼等を教育する人々に対しても難しい問題であった。「支那人留学生ノ成績カ其日本語ノ智識ト重大ナル関係アル」ため、日本語教育に重点を置くべきであると外務省は主任者会議において各学校に繰り返し強調した。明治専門学校の場合は、実1930年6月、留学生の学習成果を上げようとして特設予科年限を延長することに踏み切った。他の特設予科の該当校に見られないケースであるが、この特例を考察することによって諸学校に共通した問題を見いだせるのではないか。この節に明治専門学校の年限改訂を事例にして特設予科の実施過程で生じた問題などを考察していきたい。

(1) 明専の中国人留学生受け入れ

1909年に開校した明治専門学校（以下「明専」とする）は1917年から1922年まで「五校特約」の該当校として中国人留学生を受け入れた。これは高まる中国人の反日運動の最中で「日支親善」のための「国民的提携」を目指して創設者安川敬一郎の積極的な動きによって発足したものである[28]。1925年3月、文部省の指定を受け、明専は「外務省委託支那留学生予備教育規程」を制定し[29]、定員15名の特別予科の募集を開始した。16名の志願者に対して、5名の留学生が入学を許可された。

1926年2月末の第一回主任者会議後、明専は早速前年に設けた「外務省委託支那留学生予備教育規程」に対して改正を行った。規程の名称が「中華民国留学生予備教育規程」に変り、「外務省ノ委託ニ依リ中華民国留学生ニ対シ予備教育ヲ施ス為本校ニ特別予科ヲ置ク」という第一条の「外務省ノ委託ニ依リ」を削り、「中華民国留学生ニ対シ予備教育ヲ施ス為本校ニ特設予科ヲ置ク」[30]と変更した。「外務省ノ委託ニ依リ」の取り除いたことに関する説明は、明専が文部省に提出した申請書類に何も書かれていない。「将来日支両国間ニ徹底セル了解ヲ見平和的善隣ノ関係ヲ確立」[31]することを目的とする「対支文化事業」の実施に対しては、中国国内では、日本が下心をもっており、帝国主義侵略の進展を円滑化させる手段であると批評し、激しい反対運動が急速に高まった。この背景下、上述の文章を削ったのは、学生募集及び中国国内における宣伝に際して、国家的な意図の色彩を薄めるための配慮と思われる。

明専の特設予科生は入学当初から寮に収容されている。学寮各室の人員配分は、学科学年に関係無く混合して六人が一つの部屋とされ、一部屋で日本人五人、中国人一人という基準で分配されていた。このような収容方針に関しては、明専は次のように述べている。

> 寮生活ニヨリ同室ノ本邦学生ト親マシメ互ニ他ヲ理解セシメ以テ親善ノ実ヲ上ゲント欲スモノニシテ兼テ日本語ノ習熟ヲ容易ナラシメン為ナリ尚ホ訓育上ヨリ見テ通学ハ過誤ニ入リ易ク監督上不便ナル為メナリ[32]

「日支親善」の促進、日本語の習熟、さらに管理上の便利から考えていた。この方針は、外務省に要求された留学生に対する「善導」と合致していると言える。特設予科の各学校の施設がそれぞれで、明専と同じ奈良女高師は特設予科生を全員学寮に入れたのに対して、一高、東京高工、長崎高商等では施設が足りず全員収容はできない状況にあった。

明専の特設予科における教授科目は日本語、英語、数学、図画、物理学、化学、教練である。日本語は週八時間で、留学生の知力の程度に相応する読本を選び、常に留学生に興味を持たせて読方、理解、会話、文法を習熟させることが図られた。日本語の作文に関しては、中華民国が発行した新聞『申報』・『時報』の記事を、留学生に翻訳、さらに論評させる。特設予科生は一般の学習の他に教練すなわち兵式体操の訓練を受け、秋季に本科の学生と一緒に三泊四日間の野外演習に参加することになっていた。また、明専は特設予科に担任教師を設け、各留学生に対して細かく指導をおこなった。

1910年代後期から日本国内の物価高騰、中国国内の軍閥混戦による財政困窮などのため、官費・私費留学生を問わず、留学経費の不足は深刻な問題となった。明専の留学生は学資の問題で中途退学・除籍というケースも増えてきた。例えば、中途退学者は1927年度1名、1928年度1名、1930年度6名いた。1923年「対支文化事業」に基づく中国人留学生に対する学費補給の発足によって、外務省は日華学会を通して中国人留学生の生活の実態調査を始めた。その内容は氏名、年齢、入学前の学歴、官費私費別、出身地、成績、出席情況、さらに留学生の試験成績、性行勤惰、思想宗教、性癖趣味、運動体力、一般長所・短所と思われる所等に亘ってかなり詳細なものであった。この調査は、以降も定期的に行われた。また、文部省は留学生の学資問題を重要視し、1925年から各学校に「支那留学生授業料滞納額調ノ件」を発して調査した。

1920年代後期、日本が中国内政に対する露骨な干渉、出兵などのため、中国人留学生の抗議運動はますます激化した。明専に在学する中国人留学生も、欠席して帰国した者が少なくなかった。1927年6月1日、田中義一内閣の山東出兵に抗議するため、明専に在学していた16名の中国人留学生は、中華留日明治専門学校学生同窓会の名をもって出兵反対の檄文を日本各専門学校の留学生に発送した[33]。明専はこれらの留学生に関して「在学生ハ学校ニ対シテハ常ニ感謝シツツアルモ国際的ニハ悪感情ヲ示スコトアリ…愛国心強ク種々ノ事ニ悲憤慷慨風ナリ宣伝文ヲ出シタルコトアリ」と、主任者会議に報告した。翌年7月、第三次山東出兵のため、明専に在学する三名の留学生が帰国して抗日運動に参加した。

1931年9月18日満州事変が勃発した。同年十月末、各地に高潮してきた中国人留学生の抗日運動に対して、外務大臣幣原喜重郎の名義で文部大臣宛、留学生排日運動の取締及びその必要とする理由に関する機密公信を文部省に送った。「従来此等留学生ノ排日運動ニ付テハ特別ノ場合ヲ除クノ外大体黙殺ノ態度ヲ執リ居リタル処最近満州事変ノ勃発ト共ニ彼等留学生ノ排日運動ハ益々熾烈ヲ加ヘ為ニ日本国民ノ感情ヲ害シ留学生ノ身辺保護上ニモ支障ヲ生スルノ虞」[34]があるため、外務省は文部省、内務省の主任者と協議して、各学校に中国人留学生を以下のように厳しく管理することを求めた。

イ．学校当局其ノ他ニ於テ中国留学生カ排日行動ニ出テサル様厳重ニ訓戒シ且取締ヲ行フコト

ロ．結社、団体等ノ排日取締ヲ厳重ニスルコト

ハ．排日行動ニ出タル者ニ対シテハ夫々適当ニ懲戒処分（戒飭、停学、退学、放校処分等ヲ含ム）ヲ行ヒ情重キモノニ対シテハ退去命令（諭旨退去ヲ含ム）ヲ行ハルルコト

ニ．排日ニ関スル無届出版、無届集会等ヲ厳重ニ処分セラルルコト[35]

上述の方針に基づいて12月、文部省は各学校に文部次官の名義で「在本邦中華民国留学生其ノ他ノ排日運動取締ニ関スル件」[36]を発した。その添付の「中国留学生ノ排日運動取締ヲ必要トスル理由箇条書」には、中国人留学生を受け入れる根本趣旨は「日本ニ対シ不利益ナル思想ヲ懐ク学生ヲ養成スルコトニアラザル」ことで、「日華両国間ノ国交ヲ害スルカ如キ運動ハ相当ノ犠牲ヲ払フト雖モ之ヲ取締ルノ必要アル」と述べられていた。ここで中国人留学生教育は単なる文化交流の問題ではなく、日本の国策の一環であることが明瞭に読みとれるのである。外務省・文部省が主導した従来の学費と生活費を中心とする生活調査は、この時勢の変動によって中国人留学生の思想問題に着目し、排日運動を取り締まるための調査へ変化した。このように、中国人留学生に対する管理は強化されていった。

(2) 明専の特設予科における年限変更

1930年6月、明専は、文部省・外務省に、現在実行している特設予科の修業年限を1年から1年6ヶ月に延長することを要望し、「中華民国留学生予備教育規程」についての改正を申請した。明専が文部省に提出した書類の中に、特設予科設置前後の中国人留学生の成績表が添付された。特設予科設置前に1年3ヶ月の予科の卒業者は37名、卒業平均成績73点、卒業平均席次（日本人生徒を含む）56／100番目であった。更に成績優秀で恩賜記念賞を授与された中国人留学生が三名で、一番の成績で卒業した者も4名いた。それに対して、特設予科の卒業者及び本科二年に在学者は、平均成績60点、平均席次（日本人生徒を含む）96／100番目であった。また、特設予科から本科に進学した30名の中国人留学生の中には、落第したことがあった者が12名も存在した。

事実、特設予科生の成績不良、日本人生徒との「格段ノ遜色」という現象は明専だけに存在したことではない。「之ヲ漫然軽視シテ有耶無耶ニ葬リ去リ、実力薄弱ナル卒業生ヲ民国ニ送リ、以テ能事終レリトナスガ如キハ啻ニ特設予科設置ノ主旨ニ反スルノミナラズ、之ヲ日華親善ノ上ヨリ見ルモ将タ又民国ニ於ケル日米勢力角逐ノ上ヨリ見ルモ、真ニ遺憾ニ堪ヘザルナリ」[37]と、明専は留学生の質の低下が日中国交さらに中国における日米勢力競争に大きな影響を及ぼすと憂慮していた。さらに、留学生たちが「学力不満足」のままで社会に出ることは「独リ本人ノ不幸ノミニ止ラズ、実ニ特設予科設置ノ功ヲ没却スルモノ」と、明専は見ている。

明専は工業専門学校であり、本科のカリキュラムの特殊性があるため、「其ノ講義ヲ十分ニ理解シ得ンガ為ニハ、専門学術ノ修得ニ支障ナキ予備知識ヲ具備シ、且ツ其ノ術語及ビ日本語的表現法ニ熟達スルヲ必要条件」[38]とする。換言すれば、明専の講義は大部分教科書を用いず、生徒自身が教授の説明を理解して筆記を取るという形式で行われている。このような専門講義を充分に理解で

きるように、留学生たちは専門的な予備知識、術語及び熟達な日本語力の具備などを求められていた。文部省に提出した申請書類の中には「日本語の取扱及び状況」[39]という他校の日本語教育状況に関する記録があった。これは、明専は特別予科の他校と比較して、どのように中国人留学生の日本語レベルを高めるのかという対策を探求するために収集したものであると考えられる。当時諸学校における日本語教育の方法をうかがわせるものとして、この記録及び外務省文化事業部の特設予科の教育情況についての調査40に基づき、下表（表2）に纏めた。

表2　特設予科における日本語の教育状況

学校名	担当教官数	時数	科目	教科書	備考
一高	4名 (内一名 修身教官)	週6時間	・読み方 古典（二時間） 現代文 ・会話 ・作文(月一回) ・説話	『徒然草』 夏目漱石『虞美人草』 『高等国文選　地ノ巻』	一学期　多読主義 二学期　書取ヲ加味 三学期　文法をも教授して音、仮名遣等の実用的のものを取扱う。 修身の時間を充分に利用し日本の事情を教える
東京高師	4名	週8時間	・読み方 ・会話 ・作文 ・文法	吉田彌平著『中学　日本文典』上下、『新定国文読本』1、幸田露伴『五重塔』、『現代文学読本』1、2 夏目漱石『吾輩は猫である』	附属中学校初年級使用の教科書によって教授する
広島高師	4名	週10時間	・講読 ・会話 ・作文 ・文法	吉田彌平著『中等国語読本一般』、広島高師附属中国語漢文研究所著『中等新国文』巻一、斉藤清衛著『文芸鑑賞読本』(大正篇)、明治書院編輯部著『現代文学読本』上	
奈良女高師	9名	週18時間	・講読 ・文法 ・書取　聴取 ・作文	教科書は附属高等女学校において使用する一、二、三学年の分を順次に取扱う	内容で各種教科目より選択する形式を主として教授する。即ち内容にて物理、植物、地理、歴史等の多方面に亘る。それを内容の説明にし重点をおかず文章、語句等の形式的取扱を主とする
明治専門学校	3名	週8時間	・講読　解釈 ・書取 ・時文和訳	八波則吉『現代実業国語読本巻一、二』鶴見祐輔『中道を歩む心』薄田淳介『茶話抄』中華民国の新聞『申報』・『時報』の記事を翻訳・論評	長文、宿題を重視、講義筆記を慣れるため、書取の練習を通して遅筆を矯正する。予科生を学寮に収容し、日本人生徒と混同室させるのは、日本語の熟達に有効である。
長崎高商	5名	週14時間	・読方、訳解、会話、書取 ・作文、文法 ・商業簿記 ・商事要項 法学通論	清水坂田『最新法制経済教科書』、武田英一『改訂最新商業綱要』、堀越浅井『日本文法精義』、吉田良三『簡易商業簿記教科書』、斉藤清衛第二読本第三	
東京工大	4名	週10時間	・会話 ・書取 ・作文　文法	文部省『国定尋常小学校国語読本1』、岩谷小波『日本お伽噺集』吉田彌平『現代文新鈔』八波則吉『新制中等作文』上級用	高等学校高等科学科課程の外国語教授要旨を参照する。
東亜高等予科				予科：発音・読方・解釈・書取・話方・文法・作文を授け、普通の口語及び文法を習熟させる	同校編纂教科書を使用

この表から窺えるように、一般的な語学力のマスタを目指して文法、会話、作文、読解などの方面から日本語の教育を実施する学校が多数である。例えば、広島高師は日本語教育の方針について「日本語ノ正確ナル読書力、作文力ヲ養ヒ会話ニ習熟セシメ併セテ文学的情趣ヲ味得セシメ品格ノ陶冶ニ資ス」[41]と述べている。しかし、長崎高商のように上述の科目以外に商事事項、法学通論という専門科目を加えて留学生に日本語教育を行う学校もあった。長崎高商は1904年文部省によって開設され、「清・韓方面に活動すべき人材の造就」[42]という目的を以て商業・貿易などの教育に努め、明専と同様に専門的知識の具備を高く要求している。このため、長崎高商は特設予科の設置

当時から修業年限が1年6ヶ月に定めて、本科の専門内容に基づき予科のカリキュラムを組み、留学生に対して教育を実施した。前述したように明専のカリキュラムの特殊性から見れば、留学生に対しては日本語に習熟する一般の教育だけでは十分ではなく、専門用語を身につけること、講義筆記の習慣養成などの訓練が極めて重要である。明専は、長崎高商の方式から一定の啓示を受けたのではないかと推察できる。

明専の中国人留学生は日本に来て先ず東亜高等予備学校、成城学校などの学校に入って日本語を勉強するものが多かった。明専は、これが留学生の成績不良をもたらす要因の一つと、以下のように指摘している。

> 当該学校ニ於ケル学科課程及ビ教授法等其ノ宜シキヲ得テ、大ニ効果アルベキニ拘ラズ、所期ノ成績ヲ挙ゲル能ハザル所以ノモノ一ハ特ニ工業的準備教育ヲ受ケザルト一ハ恐ラクハ其ノ生活放漫ニ流レテ勉学上熱意ヲ欠キ学習十分ナラザルニヨルモノト思ハル。且東京ニ於ケル日華学会又ハ民国人ノミノ下宿ニ有リテハ、居常自国語ノミヲ使用スルノ結果自ラ日本語ノ熟達ヲ妨クルノ虞アリ[43]。

すなわち、専門的な予備教育ではないこと、学習態度の放漫、中国人同士のみの寮生活などが明専に入学した留学生の日本語能力不足という結果につながった。そこで、明専は、従前のように特設予科生を学寮に収容して日本人学生と起居を共にさせ、在学期間をなるべく長くすれば、日本語を上達させることのみならず、「日華両国ノ親善関係」を増進することもできると提案した。

これらの問題の解決を求め、明専は新しい規程を作成した。特設予科は修業年限を1年6ヶ月に延長し、2学年を分け、さらに日本語授業時数は従来の週8時間から11時間に増やした。第10条には「特設予科第一学年ノ成績優秀ナル者ニ対シテハ考査ノ上第二学年ノ課程ヲ履修セシメスシテ本科第一学年ニ編入スルコトアルヘシ」と定め、それは十分な語学力を持つ留学生に対する配慮である。新規程では「七月支那ノ学校卒業後渡日スル留学生ヲ九月直ニ戸畑ノ明治専門学校寄宿舎ニ収容スルトキハ東京等都会ノ空気ニ触ルルコトナク従ツテ懶惰ノ弊ニ陥ルノ危険ヲ避ケ得ルコト等」[44]のため、入学時期を9月に変更した。それは中国の教育体制の変化に応じたものと考えられる。当時中国の学校の学年は9月から翌年7月までと設定され、夏に中学校を卒業して日本に渡る留学生が多くなってきたからである。

(3) 明専における特設予科の結末

明専が留学生の成績の向上を図って改定した新規程は現実的にうまく行かなかった。先ず、来日直後の留学生の募集に関しては、東亜同文会の経営である天津中日学院・江漢高級中学、南満中学のほかに中国の中学校には日本語を正課とするところがほとんどないため、7月に卒業して直接に来日した中国人留学生には一般に明専の入学試験に応じる日本語能力を持つ者が少なかった。そのため、留学生の多くは従前のように東亜高等予備校など一般予備学校で相当な期間、日本語を主とした予備教育を受けなければならなかった。つまり、明専が9月の時点で中国人留学生を直接収容する可能性は少なかったのである。

また、修学年限と現実には格差がある。1930年中国政府が改定した留学生規則によって、留学資格を持つ者は高級中学卒業者に限定された。同時に、中国国内では日本側に対して「留学スルニ於テハ学修期間長キニ過クルヲ以テ留学期間短縮ノ便宜」[45]を求める要望が強くなってきた。明専は、この状況の中に特設予科の修業年限の延長に踏み切った。もともと、学制が三年とする他の高等専門学校と異なり、明専は独自に大学に相当する四年制を設置している。このため、一つの高等専門学校として合計5年6ヶ月の長期と言える在学期間を見ただけで退却する入学志願者が多くいたと想像できる。新規程が実行された翌1931年9月、入学志願者は前年の93名から5名に激減した。また、入学志願者は「比較的優良者ヲ網羅シ得」るという明専の予想を大きく外れ、ほとんど各高等専門学校に受からなかった「学力劣悪ナル者」であった。上述したような現実状況を検討した結果、明専は1934年に予科の修業年限を1年6ヶ月から1年間に短縮し、入学時期も4月となった。但し、日本語能力の問題を考えて、日本語の時間が3時間増え、週12時間となった。

1936年12月、明専校長中川維則が文部省を訪ねた時、文部省から本年度限りに特設予科を廃止することを内示された[46]。「生徒サヘアレハ一人テモ二人テモ継続」[47]すべきである特設予科はなぜ廃止に至るのかという理由は、史料から見あたらない。同年12月、明専は「学校ニ於テハ一旦入学セシメタル学生ニ有之候間学則上当然特設予科終了迄ハ教育セザルベカラザル立場」[48]にあり、休学中の二名の特設予科生のために翌年度まで存続させてほしいと文部省、外務省に要望した。1937年2月、文部省は、明専に「特設予科ニ関スル件」を通達し、特設予科が「昭和十二年度迄存続シ同十三年度ヨリ廃止スルコトニ決定致シタル…昭和十二年度ハ現ニ休学中ノ生徒ノ為之ヲ存置シ新ニ生徒ヲ募集セサル」[49]ことにした。同年4月、「満州国」公使館から同国補給留学生三名を特設予科に収容してほしいという依頼があった。明専は、この件について、文部省、外務省に「折角ノ申出ニモ有之右満州国留学生ニ対シ学力検定ノ上相当ノ成績ヲ有スル者ト認メタル場合ハ入学セシメ度尤モ之ガ為メ経費ノ増額ヲ要セズ」[50]という建議を提出して許可を求めていた。結局、学力試験の上で、一名の「満州国」留学生が、特設予科の最後の学生として明専に入学した。

まとめ

以上考察してきたように、1925年、特設予科は「対支文化事業」の一環として発足し、形式上は「五校特約」の予科と同じ中国人留学生を対象にして日本語、数学など補習教育を実施する予備機関である。しかし、「五校特約」は清国が自国の人材養成を目指して締結を求めたものに対して、特設予科の設置目的は「留学生教育ハ国策上意義深シ而シテ其予備教育ハ完全ナルヲ要ス‥‥人的基礎ヲ作ルコト」[51]にある。すなわち、中国人の反日風潮中に日本の国益の獲得を目的とする対中政策をスムーズに運ぶために親日勢力を育成しようとするものである。

明専は、朝鮮・台湾人留学生の入学を断りながら、中国人の反日風潮の最中に積極的に中国人留学生を受け入れ、その目的は日中国交の「連鎖」を養成することである[52]。このため、従来の中国人教育における「差別的な待遇」に対して、明専は中国人の「留学効果」、「特設予科設置ノ功」を

あげるために学習・生活等各面から努力しようとしていた。中に、明専は特設予科生の成績不良という他校と共通の問題に直面し、独自に模索して特設予科年限改定を行った。その初心は中国人留学生教育の質を向上させることであるが、中国の教育現状、留学生の事情に対する認識の不足で、結局行き詰まった。

明専が留学生に対して行ってきた「良心的」な教育は、1938年特設予科の廃止に際して外務省が「能ク文化事業部ノ方針ヲ体シテ熱心事ニ当ルコト多年其ノ成績顕著ナル」[53]と評価したように、日本帝国主義膨張過程においての国策の受け皿であると言えろう。

〈注〉

（1）「戦前日本における中国人留学生の教育－特設予科制度の成立と改編－」（『日本大学精神文化研究所教育制度研究所紀要』第7集　1976年）、「戦前日本における中国人留学生予備教育の成立と展開」（『国立教育研究所紀要』第94集、1978年），「第一高等学校における中国人留学生教育（旧制高等学校に関する問題史的研究）」（『国立教育研究所紀要』第94集、1978年）

（2）外交史料館所蔵　『在本邦留学生予備教育関係雑件　特設予科関係』「主任者会議」

（3）「対支文化事業」に関しては、主に阿部洋氏、馬場明氏の研究が取り上げられる。阿部洋著「『対支文化事業』の成立過程」（『日本の教育史学』第21集、1978年）、馬場明著『日中関係と外政機構の研究－大正・昭和期』（原書房、1983年）、『「対支文化事業」の研究－近代日中学術文化交流の一断面－』（アジア経済研究所刊、1976年）

（4）河村一夫著「駐清公使時代の矢野竜溪氏」の中の「機密第四十一号信　清国留学生ノ教育引受ノ義ニ関する啓文往復ノ件」『成城文芸』46号

（5）『支那人教育法の改善』（1918年6月19日　『大阪毎日新聞』）

（6）『日支親善の根本』（1917年2月18日『報知新聞』）『日本留学生と排日－列国の対支教育政策』（1918年6月4～9日『東京朝日新聞』）、『支那青年の教育　留学生帰国問題』（1918年5月14日『報知新聞』）、『日支親善の途』（1918年10月28日『東京日々新聞』）

（7）その中に提出した「一　日本留学支那学生の教育及び待遇に関して一層の便宜を供するの施設をなす事、二　支那に於て日支両国の協力に依る高等教育の施設を為すべき事、三　支那に於て日語学習の便を得せしめんが為めに適当なる方法を講ずべき事7」、という三つの希望条件は衆議院で全会一致をもって可決された。

（8）その以降の各提案は、「支那共和国留学生ニ関スル質問主意書」（第43議会、1920年）、「支那共和国留学生ニ関スル質問」・「支那共和国留学生教育ニ関スル建議案」（第44議会、1921年）、「義和団事件賠償金還付ニ関スル建議」・「対支文化事業施設ニ関スル建議」・「支那共和国留学生教育ニ関スル請願」（第45議会、1922年）であった。「対支文化事業」に関する詳細は、阿部洋氏の諸論文を参考してください。

（9）『日華学会二十年史』「日華学会趣意書」P12

(10) 外交史料館所蔵　外務省記録『在本邦各国留学生関係雑件　支那人本邦留学情況改善策』の「支那人本邦留学情況改善案」よる

(11) 優良学生の誘致、差別待遇の撤廃、官民協力等

(12) 日本においては、中国人教育の為の健全なる学校発達補助、日中人社交機関の設立、寄宿舎の設立、生活情態の改善など14項目を挙げ、中国においては、予備学校の設置、各地に日本学校入学試験制度設置、中国の各地の学校設立及補助、日本語普及方法の講究を挙げている。

(13) 安部磯雄編『帝国議会・教育議事総覧　第四十議会より第四十八議会まで』厚生閣　昭和8年 p274

(14) 安部磯雄編『帝国議会・教育議事総覧　第四十議会より第四十八議会まで』厚生閣　昭和8年 p273-275

(15)「対支文化事業特別会計法」の内容に関しては、次の研究をご参照。
阿部洋著「『対支文化事業』の成立過程」(『日本の教育史学』第21集　1978年)、馬場明著『日中関係と外政機構の研究－大正・昭和期』原書房　1983年

(16) 外交史料館所蔵　『在本邦留学生雑件』の「留日支那学生ト庚子賠款奨学金」

(17) 外交史料館所蔵　外務省記録『在本邦各国留学生関係雑件　支那人本邦留学情況改善策』の「支那人本邦留学情況改善案」

(18)「直轄学校附設ノ支那留学生予備教育機関補助ニ関スル件」(1925年2月14日　外務省) 外交史料館所蔵『在本邦留学生予備教育関係雑件　特設予科関係』「主任者会議」

(19) 外交史料館所蔵　『在本邦留学生予備教育関係雑件　特設予科関係』「主任者会議」

(20) 外交史料館所蔵　『在本邦留学生予備教育関係雑件　特設予科関係』「主任者会議」

(21)『第一高等学校六十年史』1939年3月500～506頁

(22) 東京工業大学編『東京工業大学六十年史』1930年　P890～894

(23) 山口高等商業学校編『山口高等商業学校沿革史』1940年　P631

(24)「大正十四年五月末現在　支那学生ニ関スル調査」(文部省普通学務局)『大正十二年～　在本邦留学生予備教育関係雑件』外交史料館所蔵

(25) 高橋君平著「現代日本に於ける留日中華学生予備教育我観－特設予科存立の疑義－」(『日華学報』第4号　1928年6月)

(26) 高橋君平著「現代日本に於ける留日中華学生予備教育我観－特設予科存立の疑義－」(『日華学報』第4号　1928年6月)

(27) 1922年、中国は従来の教育制度に対して全面的に改革を行い、小学校六年・初級中学校三年・高級中学校三年という壬戌学制を公布した。四・二制の中学はすぐには廃止されず、長い間三・三制の中学制度と併存していた。それによって三年制初級中学校を卒業して来日する者も増えてきた。

(28) 拙稿「明治専門学校における中国人留学生受け入れの開始と創立者安川敬一郎」(『九州教育学会研究紀要』第38巻　2000年) を参照

(29)「明庶第七二号　規程制定ノ件認可申請」(文部大臣宛　大正十四年四月廿二日付　九州工業大学所蔵)

(30)「明庶第口七三号　中華民国留学生予備教育規程改正ノ件報告」(文部大臣宛　大正十五年二月廿三日付　九州工業大学所蔵)

(31) 対支文化事務局「対支文化事業特別会計法説明」(『東方文化事業調査会配布資料関係雑集』外交史料館)

(32) 明専庶務課往復文書　昭和3年3月27日　日華学会宛

(33) 奈良女子大学所蔵校史関係史料

(34)「文化一機密合第三四一一号　在本邦中国留学生其ノ他ノ排日運動取締ニ関スル件」(昭和六年十月二十九日　外務省)(九州工業大学所蔵)

(35)「文化一機密合第三四一一号　在本邦中国留学生其ノ他ノ排日運動取締ニ関スル件」(昭和六年十月二十九日　外務省)(九州工業大学所蔵)

(36)「官専五二六号　在本邦中華民国留学生其ノ他ノ排日運動取締ニ関スル件」(昭和六年十二月五日付　文部省)(九州工業大学所蔵)

(37)「明専第二一七号　中華民国留学生予備教育規程中改正ノ件申請」(文部大臣宛　昭和五年六月十八日付　九州工業大学所蔵)

(38) 同上

(39) 外交史料館所蔵　『在本邦留学生予備教育関係雑件　特設予科関係』明治専門学校特設予科年限延長ニ関スル件」による。本史料は、明専の便箋に書かれたものである。注：東京高工は1928年から大学に昇格し、特設予科も三年制の高等科に改編したため、明専の記録に含まれていなかった。

(40)「昭和五年度中国留学生ニ関スル特設予科其ノ他ニ於ケル学科目等ニ関スル調査」(昭和6年3月)(『在本邦留学生予備教育関係雑件　特設予科関係』、＜外交史料館所蔵＞)

(41)『在本邦留学生予備教育関係雑件　特設予科関係一』(外交史料館所蔵)

(42) 長崎高等商業学校編『長崎高等商業学校三十年史』重誠舎　昭和10年　P3

(43) 明専庶務課『規程規則許可申請　自大正十年四月至昭和十七年三月』よる「中華民国留学生特設予科規程改正理由書」

(44)「明治専門学校特設予科年限延長ニ関スル件」(年月日付)(『在本邦留学生予備教育関係雑件特設予科関係』＜外交史料館所蔵＞)

(45)「昭和五年二月　特設予科会議記録」(『在本邦留学生予備教育関係雑件　特設予科関係』、＜外交史料館所蔵＞)

(46) 文部省がその内示をした理由は現存史料から見当たらない。

(47)「昭和六年度　特設予科会議記録」(『在本邦留学生予備教育関係雑件　特設予科関係』、＜外交史料館所蔵＞)

(48)「特設予科存続ニ関スル件」(外務省宛　昭和十一年十二月七日『在本邦留学生予備教育関件

雑件　特設予科関係二』＜外交史料館所蔵＞）

(49)「直専一号　特設予科ニ関スル件」（文部省発　明専宛　昭和十二年二月六日『在本邦留学生予備教育関係雑件　特設予科関係二』＜外交史料館所蔵＞）

(50)「明教第八一号　満州国補給留学生特設予科入学ニ関スル件（外務省宛　昭和十二年四月廿八日『在本邦留学生予備教育関係雑件　特設予科関係二』＜外交史料館所蔵＞）

(51)「昭和七年度　特設予科会議記録」（『在本邦留学生予備教育関係雑件　特設予科関係』、＜外交史料館所蔵＞）

(52) 拙稿「明治専門学校における中国人留学生受け入れの開始と創立者安川一郎」（『九州教育学会研究紀要』第38巻 2000年）、「大正期における中国人留学生受け入れに関する一考察－明治専門学校を素材として」（『アジア教育史研究』第11号2002年3月）をご参照

(53)「明治専門学校長中川維則並同校教授池上佐吉外十二名ニ対シテ手当支給方ノ件高裁案」（外務省起案　昭和十三年二月十七日『在本邦留学生予備教育関係雑件　特設予科関係二』＜外交史料館所蔵＞）

A Study of the Education for Chinese Students in "Tokusetsu-yoka" (the Special Preparatory Course)

—With Reference to Meiji College of Technology—

Hao CHEN

"Tokusetsu-yoka" was a part of Japan's "Cultural work for China"(1923), resulting from the deliberations between the Ministry of Foreign Affairs and the Ministry of Education in 1925. That is a Special Preparatory Course for Chinese students in 7 colleges under the direct control to the Ministry of Education, where they studied Japanese, English, and Mathematics. In this paper, I discussed about the idiosyncrasy and actual conditions of "Tokusetsu-yoka" with reference to Meiji College of Technology.

First, I studied the development of "Tokusetsu-yoka". To make this educational system's idiosyncrasy clear, I contrasted it with the preparatory course of "Goko-tokuyaku"(1908-1922). I found that if both of these system's forms were similar for Chinese students, the object of their establishment were very different. Shin government concluded "Goko-tokuyaku" with Japan to acquire trained personnel for the country's development. But "Tokusetsu-yoka" was a tool that would make many Chinese to be useful for Japan's imperialism.

Second, I focused on the common problem that 7 colleges had about Chinese students' education from the record of the "Tokusetsu-yoka" chief 's meeting, and studied this problem concentrating on Meiji College of Technology. To raise the school records of Chinese students, several attempts were made, i.e. the extension of the study course length from one year to one year and half, and the revision of Japanese language teaching methods. But finally, the lacks of information about educational conditions in China and about the situation of foreign students lead such programmes to failure.